

ID: 215

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	保護の開始の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日